

測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要領

(目的)

第1 測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第3条に規定する資格審査（以下「資格審査」という。）及び業務分野別格付については、この要領の定めるところによる。

(総合数値)

第2 資格審査は、客観的事項及び主観的事項について、それぞれ業務分野別に点数を付与し、両数値を加算して総合数値を算出することによって行う。

(客観的事項の評価)

第3 第2の客観的事項についての点数（以下「客観数値」という。）は、別記1に定めるところにより算出した数値とする。

(主観的事項の評価)

第4 第2の主観的事項についての点数（以下「主観数値」という。）は、別記2に定めるところにより算出した数値とする。

(業務分野別格付)

第5 業務分野別格付は、別記3のとおりとする。

(認定期間中の取扱い)

第6 一旦認定した業務分野別の総合数値、客観数値、主観数値及び格付（以下「数値等」という。）は、認定が有効である間変更しない。

なお、既に資格認定を受けている者から、同一の認定期間中に業務部門の追加申請があった場合、新たな分野についてのみ数値等を算出するものとする。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

一部改正（令和7年4月1日）

附則

令和7年4月1日改正については、令和7・8年度の測量・建設コンサルタント等業務の認定から適用する。

別記 1

客観数値の算出方法について

客観数値は、入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）への記載内容をもとに、次の算式によって計算した値とする。

$$\text{算式： } 3 \times A + B + C + D$$

ただし、この式において、A、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

- A (1)による業務分野別実績高点数
- B (2)による自己資本額点数
- C (3)による技術者点数
- D (4)による営業年数点数

- (1) 業務分野別年間平均実績高点数は、業務分野別年間平均実績高の金額に応じ、別表1の点数の欄に掲げる式により算出した点数とする。
- (2) 自己資本額点数は、自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（別表2において「自己資本額数値」という。）に応じ、別表2の点数の欄に掲げる点数とする。
- (3) 技術者点数は、別表3の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同欄の中欄に掲げる者の数に2を、同欄の右欄に掲げる者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表4において「合計数値」という。）に応じ、別表4の点数の欄に掲げる式により算出した点数とする。

ただし、一人の技術者が同一分野における複数の資格を有している場合、地質調査業務を除く他の業務分野については、それぞれの資格に対応する点数の合計（合計点が9点を超える場合は9点とする。）を、また地質調査分野については、最も上位の資格に対応する点数だけを、それぞれ算定に使用するものとする。

- (4) 営業年数点数は、営業年数に応じ、別表5の点数の欄に掲げる点数とする。

別表 1

年間平均実績高 X	点数 (小数点以下の端数切り捨て)
20億円以上	30
10億円以上20億円未満	$20 + (X - 10 \text{ 億}) / 1 \text{ 億}$
5億円以上10億円未満	$15 + (X - 5 \text{ 億}) / 1 \text{ 億}$
1億円以上 5億円未満	$10 + (X - 1 \text{ 億}) / 8000 \text{ 万}$
1億円未満	$X / 1000 \text{ 万円}$

別表 2

自己資本額数値	点数
10以上	30
5以上 10未満	20
5未満	10

別表 4

合計数値 Z	点数 (小数点以下の端数切り捨て)
110～	150
65～109	$100 + (Z - 65) \times 10 / 9$
40～ 64	$75 + (Z - 40)$
15～ 39	$50 + (Z - 15)$
～ 14	$Z \times 50 / 15$

別表 5

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上35年未満	25
15年以上25年未満	20
5年以上15年未満	15
5年未満	10

別表 3

業務分野	有資格者		
測量	測量士	測量士補(測量士を除く。)	
建築関係建設コンサルタント業務	・構造設計 1 級建築士 ・設備設計 1 級建築士 ・ 1 級建築士 (構造設計 1 級建築士及び設備設計 1 級建築士を除く) ・建築設備士	・ 2 級建築士(構造設計 1 級建築士・設備設計 1 級建築士及び 1 級建築士を除く) ・建築積算資格者	
土木関係建設コンサルタント業務	技術士のうち第 2 次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者 ・機械部門 (選択科目を流体機械、建設、鉱山、荷役及び運搬機械又は機械設備に限る。) ・電気電子部門 ・建設部門 ・農業部門 (選択科目を農業土木に限る。) ・森林部門 (選択科目を森林土木に限る。) ・水産部門 (選択科目を水産土木に限る。) ・情報工学部門 ・応用理学部門 (選択科目を地質に限る。) ・上下水道部門 ・総合技術監理部門 (選択科目を上記各部門の選択科目 (記載のない部門については全ての選択科目) とするものに限る。)	・ 1 級土木施工管理技士 ・計量士(環境計量士(濃度関係) 及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。) ・第 1 種電気主任技術者 ・第 1 種伝送交換主任技術者 ・線路主任技術者 ・RCCM ・構造設計 1 級建築士 ・設備設計 1 級建築士 ・ 1 級建築士 (構造設計 1 級建築士及び設備設計 1 級建築士を除く) ・建築設備士	・建設コンサルタント業務実務経験者
地質調査業務	技術士法のうち第 2 次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者 ・建設部門 (選択科目を土質及び基礎に限る。) ・応用理学部門 (選択科目を地質に限る。) ・総合技術監理部門 (選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。)	・(社)全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者 ・技術士法のうち第 2 次試験の技術部門を次の部門とするものに合格した者(左欄に掲げる部門を除く。) ・建設部門 ・農業部門 (選択科目を農業土木に限る。) ・森林部門 (選択科目を森林土木に限る。) ・水産部門 (選択科目を水産土木に限る。) ・応用理学部門	・技術士のうち第 2 次試験の技術部門を機械部門とするものに合格した者 ・ 1 級土木施工管理技士 ・構造設計 1 級建築士 ・設備設計 1 級建築士 ・ 1 級建築士 (構造設計 1 級建築士及び設備設計 1 級建築士を除く) ・社団法人建設コンサルタント協会の行う RCCM 資格試験の地質又は土質及び基礎の部門に合格し、登録を受けている者 ・建築設備士
補償関係コンサルタント業務	・測量士 ・構造設計 1 級建築士 ・設備設計 1 級建築士 ・ 1 級建築士 (構造設計 1 級建築士及び設備設計 1 級建築士を除く) ・技術士 ・建築設備士	・司法書士 ・測量士補(測量士を除く。) ・ 2 級建築士(構造設計 1 級建築士・設備設計 1 級建築士及び 1 級建築士を除く) ・公認会計士 ・税理士 ・中小企業診断士 ・建築積算資格者	・会計士補 (公認会計士を除く。) ・用地調査等業務実務経験者 ・公共用地取得実務経験者
その他	上記の全て	上記の全て (左欄該当者を除く。)	上記の全て (左欄該当者を除く。)

(注)

- 1 上記の各資格は、関係法令等に基づき免許、登録、資格者証・免状の交付等を受け、現に有効なものでなければならない。
- 2 建設コンサルタント業務実務経験者とは次のいずれかに掲げる者をいう。
 - ① 学校教育法による大学(旧大学令による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令による専門学校を含む。)の土木工学又は同等の工学に関する科目(橋梁工学、土質工、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。)を習得し、建設コンサルタント業務(建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。)に20年以上の実務経験を有する者
 - ② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント業務に22年以上の実務経験を有する者
 - ③ 建設コンサルタント業務に25年以上の実務経験を有する者
- 3 用地調査等業務実務経験者とは次のいずれかに該当する者をいう。
 - ① 補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門(土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償、特殊補償、事業損失、補償関連)のいずれかに係る補償業務に関し7年以上の実務の経験を有する者
 - ② 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者
 - ③ (一社)日本補償コンサルタント協会が付与する補償業務管理士の資格を有する者で、(一財)公共用地補償機構の行う「補償コンサルタント業補償業務管理者認定研修」を終了した者
- 4 公共用地取得実務経験者とは、国、地方公共団体等にあつて、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者をいう。

主観数値の算出方法について

- 1 測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査事務処理要領(平成11年4月1日制定)第4に規定する主観数値の算出は、2以下に定める方法によるものとする。
- 2 主観数値の算出に用いる「測量、建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め」(令和6年9月26日付広島県告示第879号。以下「告示」という。)の第一の2の主観的事項の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 県が発注した測量・建設コンサルタント等業務の業務成績
令和2年11月1日から令和6年10月31日までの間に、完了検査に合格した県が発注した測量・建設コンサルタント等業務のうち、業務成績評点が付されている各業務の完了検査の総評点(以下「業務成績点」という。)及びその件数。
 - (2) 県の指名除外の状況
令和4年12月1日以降、令和6年11月30日までの間に、建設業者等指名除外要綱(昭和41年1月29日制定)第2項第1号の規定により指名除外の措置を決定した者に対する当該指名除外を行った月数の合計値(以下「指名除外月数」という。)ただし、建設業者等指名除外要綱別表18に基づく指名除外期間は含めない。
 - (3) 県発注コンサルタント等業務における再受託の制限の状況
令和4年12月1日以降、令和6年11月30日までの間に、県発注工事における下請負の制限基準(平成14年4月1日制定)第2項の規定により下請(再受託)制限の措置を決定した者に対する当該措置を行った月数の合計値(以下「下請制限月数」という。)
 - (4) 県発注コンサルタント等業務における契約制限の状況
令和4年12月1日以降、令和6年11月30日までの間に、県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱(平成24年5月31日制定)第2項の規定により契約制限の措置を決定した者に対する当該措置を行った月数の合計値(以下「契約制限月数」という。)

3 主観数値の算出は、次の算式によって計算した値とする。

主観数値 = 業務成績数値 + 指名除外等数値 + その他数値

【業務成績数値の算出方法】

$$\begin{aligned} \text{業務成績数値} = & (\text{全部の成績評定の平均点} - 60) \times 4 \times \frac{\text{全部の成績評定の件数} \times 1}{\text{上限値 A} \times 2} \\ & + (2 \text{ 千万円以上の業務成績の平均点} - 60) \times 2 \times \frac{2 \text{ 千万円以上の業務成績評定の件数} \times 1}{\text{上限値 B} \times 2} \end{aligned}$$

※1 分母の上限値を超える件数の場合は、当該上限値とする。

※2 Aについては土木関係建設以外の場合は4、それ以外の場合は2とする。Bについては2とする。

※3 計算過程における小数点第2位以下の端数は切り捨て、算出された業務成績数値は小数点以下を四捨五入する。

【指名除外等数値】

※ 「指名除外等月数」とは、指名除外月数、下請制限月数及び契約制限月数の合計値である。

$$\text{指名除外等月数} \times -4 \text{ 点}$$

【その他数値】

(1) 県内にある本支店・営業所が、ISO9001の認証を取得している場合

5 点

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者（以下「障害者」という。）を雇用する義務のある者が、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和34年政令第292号）第9条に規定する障害者雇用率を達成した場合、又は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用の義務のない者が、障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している場合

5 点

(3) 広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度において登録されている場合

5 点

(4) 広島県アダプトシステムにおけるアダプト活動団体（マイロード・ラブリバー認定団体）として認定を受けている場合

5 点

(5) 県内市町の消防団協力事業所表示制度における認定を受けている場合

5 点

- (6) 広島保護観察所から協力雇用主として登録を受けている場合又は公益財団法人暴力追放広島県民会議が行う暴力団離脱者の社会復帰支援事業における協力事業所として登録されている場合

5点

- (7) 令和3年度、令和4年度、令和5年度又は令和6年度に優良建設コンサルタントとしての表彰を受けた場合

各年度の表彰について5点

- (8) 建設系CPD学習単位数、測量CPD学習単位数又は建築CPD認定時間数について、業者ごとに合計した学習単位数又は認定時間数を次の表に当てはめて配点する。

分野		土木関係コンサルタント分野 地質調査分野	測量分野	建築コンサルタント分野
評価対象		建設系CPD協議会加盟団体が証明するCPD	測量系CPD協議会が証明するCPD	建築CPD運営会議が証明するCPD
配点	10	500 以上	200 以上	
	8	300 以上 500 未満	100 以上 200 未満	
	6	200 以上 300 未満	50 以上 100 未満	
	4	100 以上 200 未満	20 以上 50 未満	
	2	1 以上 100 未満	1 以上 20 未満	

別記 3

業務分野別格付基準表

格付	測量業務	建築関係建設 コンサルタント業務	地質調査業務	土木関係建設 コンサルタント業務	補償関係建設 コンサルタント業務
A	230 点以上	170 点以上	160 点以上	185 点以上	210 点以上
B	130 点以上	100 点以上	85 点以上	110 点以上	125 点以上
C	130 点未満	100 点未満	85 点未満	110 点未満	125 点未満

(注)・最下位以外は下限値を示す。(上限は上位等級の下限未満)